

ベトナム在留のための「安全の手引き」

I はじめに

1. この手引きは次の点を踏まえて作成しています。

外務省の「海外安全ホームページ」に掲載する地域情報「ベトナム」および「海外安全お役立ち情報」等を相互に補完するものとして作成しています。この手引きでは、特に「防犯」および「緊急事態対処」に関し、ベトナムの事情に応じた内容を記載します。

この手引きは、在ベトナム日本国大使館管轄区域（ハティン省以北の地域）について記載しています。ハノイ市周辺以外の地域の事情に必ずしも適合しない内容を含むこともありますので、この点に関しご理解いただきますようお願い申し上げます。

2. 当地の在留邦人を含む外国人の安全確保は一義的にベトナム政府が責任を有しています。当館

は邦人保護の観点から、安全対策や不幸にも発生してしまった被害に関して、ベトナムの法令等に従い適切に解決が図られるよう可能な範囲で支援を行っています。

3. 在留邦人の安全確保に関しては、邦人コミュニティ内で互いに協力し、注意を呼び掛け合うこ

とが大切です。この手引きに掲載する内容は、皆様から寄せられる情報も活用しております。お気づきの点やご自身の経験談、安全に関する事等について情報を提供いただける方がいらっしゃいましたら、隨時当館宛にご連絡いただけますようお願いいたします。

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) ベトナムでは、世界各地で見られる犯罪手口に加えて、他国ではありません見られない手口の犯罪も発生しています。ベトナムのみならず周辺各国や世界各国で発生している犯罪手口を事前に知っておくことは有益です。

(2) 総論：

ア ベトナムでは、日本と概ね同様の一般的な権利の侵害行為（身体及び財産への加害等）は犯罪とされ、犯罪の処罰等の手続についてはベトナムの刑事訴訟法に定められています。

イ 一般的な犯罪被害は警察が取り扱うため、犯罪被害の届出は、犯罪発生場所を管轄する警察署に届け出こととなっています。保険請求等に必要な場合には、警察に届け出たことを証明する文書の発行を要請することができます。

ベトナムにおいて犯罪被害の届出をする場合、ベトナムの法律で犯罪と認められる行為が実際に行われたかを確認する「立件」という手続があります。そのため、届出が受理されるまでに時間（1日～1ヶ月程度）がかかり、受理されないこともあります（防犯カメラにはっきり写っている、または目撃者が多数いるなどの明確な証拠が必要です）。現場の警察官はほとんどベトナム語しか通じないため、届出の際は職場の同僚（現地職員）や宿泊先ホテル従業員の協力を得るなど、自身でベトナム語のできる者を帯同する必要があります。

- ウ 犯罪被害者の権利を保護するため、資格を有する弁護士に依頼して法律上の手続を代理してもらうことも可能ですが、被害者本人の届出を求められることがほとんどです。弁護士を依頼する場合には、依頼者が個別に弁護士と契約することとなります。
- エ ベトナムでは法的インフラの整備が進められていますが、法制度が十分に機能しないことがあります。また、言語や社会習慣の違いから、被害届の受理、捜査の進捗、被害者への支援などについて、相応の忍耐が必要となります。

(3) 個別リスク :

ア 銃器・爆発物等 :

銃器は一般的に所持が規制されていますが、戦争時代に残されたもの、外国からの密輸、国内における密造、少数民族による所有等が見られ、銃器の違法所持や銃器を使用した殺人、強盗事件等も発生しています。

爆発物も所持や製造などが規制されていますが、建設現場等からの横流しやSNS等でのハンドメイド銃の個人売買などがあり、強盗や殺人・傷害等に用いられる事件も発生しています。

イ 麻薬等 :

麻薬等を生成、運搬(密輸)、販売、他人に使用する行為や利益を得る行為などの薬物犯罪は厳しく規制されています。

特に、外国人が知人から荷物の引き渡しを頼まれ、その中に違法薬物が含まれていたために逮捕される事案が見られます。ベトナムでは薬物に対する処罰も厳しく、禁制品の密輸の片棒を担ぐことになると重罪に問われる可能性がありますので、安易に他人の荷物を引き取らないよう注意してください。

ウ インターネット・クレジットカード犯罪 :

インターネットの普及に伴い、オンライン決済も一部で可能となっています。しかし、不正アクセスによる商品購入やクレジットカードやキャッシュカードのスキミング事案も発生しています。カードの不正利用が発生した場合でも捜査が行われないケースもありますので、紛失時や不正利用発生時には即時カード会社に連絡を取るようにしてください。

エ 汚職 :

汚職は社会問題化しており、近年ベトナム当局は汚職対策を強化しています。

オ 賭博 :

賭博行為は原則として犯罪となります。ベトナムでは賭博罪に非常に厳しい処罰が科せられ、法令に基づく許可を得ていないと少額の賭博でも逮捕され、長期間の拘束や重い処罰を受けることがあります。

カ 犯罪組織等 :

ベトナムには、日本の暴力団のような犯罪組織は存在しませんが、麻薬・武器取引、密輸、経済活動への干渉などに関与する犯罪者の集団が活動しています。

2. 当地における最近の犯罪発生状況（ハノイ市警データによる）

(1) 2024年中の犯罪件数は次のとおりです。

刑事犯罪検挙者数 : 7,644 人

経済犯罪検挙者数 : 3,614 人

薬物犯罪検挙者数 : 4,777 人

(2) 凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、誘拐）、粗暴犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯罪（スリ、ひったくり、空き巣）、知能犯罪（詐欺、横領、カード偽造、贈収賄）及び風俗犯罪（賭博、売春）などについて、日々事件報道されています。特に、窃盗犯罪は邦人被害情報も多数あり、注意が必要です。

(3) 最新の犯罪情勢等については、当館ホームページにおいて四半期ごとに更新している「海外安全対策情報」も併せてご覧ください。

(4) 一般的なテロ情勢等については次のとおりです。テロ・反日、誘拐等の対策について、詳しくは当館HPの「テロ・誘拐情勢」をご覧ください。

平成31年1月から令和7年12月までの間、テロの発生は確認されていません。また、ベトナムに対するテロの実行を呼び掛ける声明等も確認されていません。

一般的に対日感情は非常に良好ですが、当地にはアジア各国からの滞在者、旅行者が多く、外的な反日の気運の高まりによって第三国人による反日活動の可能性が高まることも予想されるので注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 生命・身体の安全：

防犯における最大の優先事項は「生命・身体の安全」です。万が一、犯罪被害に遭った場合は、常に生命・身体の安全を最優先に行動してください。

(2) 防犯の3つの手段：

ア 予防：犯罪に遭遇する可能性を回避する。

イ 対応：犯罪に遭遇した場合に被害者とならない、または被害を最小限に抑える工夫をする。

ウ 回復：犯罪被害の回復措置を講じる（保険等による物的補償、犯人の処罰請求（警察への届出）による心的ストレスの回復等）。

(3) 住居の防犯

ア 住居選び：

犯罪に遭遇する可能性を避けるためには、外国人が多く住む地域でセキュリティ設備の整った集合住宅に住むことが理想的です。集合住宅であっても盗難事件のリスクに注意してください。

イ 防犯対策：

●窓の施錠：

隣家との狭い隙間を利用して高い位置にある窓から侵入されることがあります。窓の確実な施錠、格子設置、ガラスへの破壊防止フィルム貼付などの措置を講じてください。

●鍵の交換：

入居時に鍵を交換し、頑丈な鍵を設置するなどの措置を講じてください。

●保険の利用：

盗難被害を補償する保険を契約し、被害回復リスクを軽減するとともに、配電設備の老朽化や火事への脆弱性にも注意が必要です。

(4) 外出時の注意

ア スリ：

ショッピングモール、イベント会場、路線バスなどの混雑箇所や観光地エリアや繁華街などにおけるスリに注意してください。現金は複数に小分けにし、大切な物は内ポケットに入れるなどの対策を講じ、見知らぬ者が近寄ってきた際などは、十分に注意してください。

イ ひったくり：

バイクが背後から追い抜きざまに携帯電話やバッグをひたくる事件が多発しています。特に深夜帯はタクシーを呼ぶ際に店舗内で携帯電話を操作するなどの防犯意識が必要です。

ウ タクシートラブル：

乱暴な運転や追加料金、多額請求などの事案が発生しています。信頼できるタクシー会社やアプリ等を利用し、乗車時に車両ナンバー等を確認するなど注意してください。トラブルが発生した場合は無理をせず、事後タクシー会社などに連絡するなどして必要な措置を講じてください。

4. その他の注意事項

(1) 現金の貸し借り：

現金を貸した邦人またはベトナム人との連絡が急に取れなくなるケースが見られます。素性の分からずの金銭貸借の申し入れには特に注意してください。

(2) 会社資金の不正使用：

現地人社員を責任ある地位に就けた途端、書類の改ざんや経費の水増しなどが行われるケースが見られます。信頼している現地人社員であっても、事務や経理を任せきりにしないよう注意してください。

(3) 現地人パートナーとのトラブル（暴行、脅迫、監禁等）：

仕事における現地人パートナーとの間でトラブルが生じた際、脅迫や監禁などの事案が見受けられます。現地で知り合ったパートナーを信用せず、第三者を介入させるなどして早めの解決に努めてください。

(4) 荷物の輸送依頼：

知人から頼まれた荷物の中に違法な薬物が入っており、逮捕される事案が見られます。たとえ親しい人からであっても、中身の分からない荷物を運搬することは絶対に行わないでください。

(5) 売買春：

売買春は犯罪行為です。都市部には売春目的のバーやカラオケ、一部の地方には売春宿が存在しており、在留邦人とトラブルになるケースも見受けられます。売買春は犯罪行為であることを認識し、責任ある行動に努めてください。

Ⅳ 交通事情と事故対策

1. 当地の交通事情一般

(1) 概況 :

経済成長に伴い、人口が著しく増加し、それに伴ってバイクや乗用車などの車両も年々増加していることから、主に都市部を中心に渋滞や交通事故の発生が深刻化しています。車両の運転には運転免許が必要であり、一般的な交通規則は当地の道路交通法に基づいて定められています。しかし、交通インフラが車両の増加に追いついていないため、一般市民の交通ルールに関する理解が十分でない状況が見受けられます。都市部では信号や道路標示が適切に整備されている場面もあり、徐々に運転手が規制に従う傾向も見られますが、全般的には遵法意識が低く、弱者優先や譲り合いといったマナーが根付いていないのが現状です。一方、郊外では渋滞は少ないものの、スピードが出せるため、一旦事故が発生すると被害が大きくなる傾向があります。

(2) 交通事故の発生状況（ハノイ市警データによる）：

2024年中の交通事故発生状況は以下のとおりです。

件数：1,497 件

死者数：697 人

負傷者数：1,225 人

2. 交通事故対策

ベトナム政府は国家交通安全委員会を組織し、交通安全政策に取り組んでいます。交通インフラの整備、交通安全教育、交通違反に対する罰則強化、取締りの推進等に取り組んでいますが、交通事故の発生件数や死傷者数は増加傾向にあります。また、ベトナム政府が発表する数値は必ずしも日本の警察が発表する数値と同じ統計方法を用いていないことを念頭に置き、当地の交通事情に合わせた慎重な行動が必要です。

ベトナムの交通事情を考慮し、公共交通機関（電車・バス）、タクシー、運転手付きの自家用車を利用することをお勧めします。

また、日常生活で道路を横断する際には次の点に十分注意してください。

(1) ベトナムの道路事情への対応：

ベトナムでは、ロータリーや右折可（信号に関係なく安全が確認できればいつでも右折可）等の交差点が見られます。都市部では一方通行規制や時間帯による車両通行規制も多く見られます。ベトナム人の中には、これらの場面で交通ルールに従わず、無理に割り込む者や逆走する者がいます。また、歩道をバイクが走行すること、歩道自体がバイクの駐輪場として利用されることもあります。歩行者が道路を渡りきらないうちに信号が変わることもありますので、道路を横断する際にはあらゆる方向から近付いてくる車両に注意してください。

(2) ベトナムの法律の遵守：

ベトナムでは日本の運転免許証や国際運転免許証は有効ではありません。自動車やバイクを運転する場合は、必ずベトナムの運転免許を取得してください（日本の運転免許証からの切替えも可能です）。また、無免許運転、飲酒運転、速度超過、信号無視などの行為は交通違反とされ、オートバイ乗車時にはヘルメットの装着が義務付けられています。ベトナムで車両を運転する場合は、必ず当地の交通法規を遵守してください。

(3) 保険への加入 :

国が定める強制保険の制度はありますが、補償額が少額であるため、事故が発生した際の保障が不十分です。強制保険だけでは補償が足りない場合に備え、任意保険も当地で販売されていますので、強制保険に加入した上で任意保険への加入も検討してください。

(4) 事故発生後の対応 :

交通事故が犯罪に該当しない場合や軽微な交通事故の場合、事故の解決は当事者間の示談で行われることがほとんどです。示談では双方の意見が食い違うこともあるため、無用な議論を避けるためにも、軽微な交通事故でも交通警察官の派遣を要請することや、ドライブレコーダー（車載カメラ）などを車両に備え付けることを検討してください。

(5) 交通事故の警察への届出 :

交通事故が発生した場合、ベトナムの法律上は必ず警察に届け出なければなりません。ただし、重大な傷害や損害が生じない限り、警察に届け出せず当事者間で示談することがほとんどです。事故現場によっては多数の群衆に囲まれることもあります。また、外国人であることが分かると、責任の多寡にかかわらず反感を買うこともあります。群衆から襲撃されそうな気配を感じた場合は、すぐに現場を離れて身の安全を確保し、事後に警察に届け出るなど臨機応変な対応をしてください。交通警察官はほとんどベトナム語しか通じないため、交通事故の処理には職場の同僚などベトナム語を理解する方の協力を得て、交通警察官との円滑な意思疎通を図ってください。

IV 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素からの準備と心構え

緊急事態発生時の安否確認は、「在留届」に記載された情報を基礎として行います。3か月以上滞在される方は、必ず「在留届」を提出してください。また、在留届は常に最新の情報が反映されるよう、転出や変更があった場合も速やかに届け出を行ってください。

また、当地から旅行や出張などで他国へ訪れる際は、ぜひ「たびレジ」にご登録ください。訪問国の日本大使館から安全情報を入手できるだけでなく、緊急事態が発生した場合には安否確認にも利用できるなど、皆様の安全対策に多くのメリットがあります。

2. 在留時のリスク

(1) 総論

緊急事態とは主に以下の事項を想定しています。

- ア 大規模自然災害（地震、津波、風水害などで多数の死者、行方不明者を伴うもの）
- イ 重大事故（海上、航空、鉄道、道路などに関する事故で多数の死者、行方不明者を伴うもの、有害物質の流出・拡散事故、大規模な火災、爆発事故などで影響が広域に及ぶもの）
- ウ 重大事件（ハイジャック、人質・誘拐、テロ、大規模なデモや暴動など）
- エ 武力攻撃事態（国外からの武力攻撃、内戦など）
- オ その他（感染症のパンデミックで多数の死者を伴うものなど）

防災の観点から、「自助・共助・公助」の考えに基づいて行動することが効果的です。これは緊急事態対処においても同じです。

- ア 自助：日ごろから生活必需品の備蓄や所持品の点検・整理を行い、緊急事態に備えましょう。
緊急事態発生時には速やかに安全な場所に避難し、まずは自分の身を守りましょう。
- イ 共助：リスクを共有する者同士が互いに助け合いましょう。勤務先や地域での協力、子供やお年寄りなどの弱者への支援など、周りの人たちと連携・協力し、相互に助け合いましょう。
- ウ 公助：国などの公的機関が行う支援です。安否確認や旅券の緊急発給、国際救助活動、救援物資の輸送、外国への便宜要請などの支援を行います。

(2) 個別リスク

- ア 大規模自然災害：ベトナムでは主に、台風や洪水の災害リスクがあります。北部では地震のリスクもあり、中部沿岸地域は津波のリスクもあります。
- イ 重大事故：遊覧船の沈没事故やバスの交通事故などが発生しています。特に遊覧船などを利用する場合は、信頼できる業者を利用してください。
- ウ 重大事件：現在、反政府武装勢力による蜂起やテロ攻撃のリスクは認められていません。
- エ 武力攻撃事態：周辺国との間で領土問題がありますが、武力衝突の差し迫った事態は認められていません。
- オ 感染症のパンデミック：新型コロナウイルス感染症により多くの死者が出ました。それ以外にも麻疹、インフルエンザ、デング熱などが流行することがあります。

(3) 緊急連絡先の確認

- ア ベトナム当局：ベトナムに滞在する外国人に関する事項全般は、各市・省の外務局が担当します。また、邦人保護に関しては各市・省の公安（警察）が実際に現場で活動します。このため、これらの機関は非常に重要です。
- イ 日本国大使館：緊急事態への対処は、早い段階での情報入手が極めて重要です。緊急事態の兆しや発生の情報がある場合には、速やかに大使館へ情報提供してください。
- ウ 日本国内の緊急連絡先：緊急事態の発生地域や種類によっては、通信インフラが壊滅し電話等が不通となる可能性があります。予め日本国内の家族や勤務先等と調整し、万一連絡が不通となった場合には、外務省などへの通報を要請しておきましょう。

(4) 家族等身近な者とのルール等の確認

当地において一緒に滞在している家族や同僚などと以下の点について予め話し合い、行動パターンを決めておきましょう。

- ア 一時的な集合（避難）場所、移動手段（車の乗り合わせ等）
- イ 連絡手段
- ウ 必要物資の一時的な備蓄等

3. 緊急時の行動（情報収集、ベトナム当局の発表）

ベトナムでは、緊急事態が発生した（または予想される）場合、以下のメディアで声明が発出されます。タイムリーな情報を得るために、必ずご自身で直接情報を確認してください。ベトナム当局の窓口については、各級人民委員会（外務局）が公式な窓口となります。緊急の場合は人民公安（警察）等へも問い合わせることをお勧めします。

国営テレビ（VTV）、ベトナムの声（ラジオ）、ベトナム・ニュース、人民新聞（ニヤンザン）

4. 緊急事態発生時におけるラジオ放送等

(1) ラジオ放送

NHK ワールド・ラジオ日本（ラジオ日本）および VOV（ベトナムの声）：日本語放送で情報が提供されますので、これらの放送が受信できる 6MHz から 21MHz の周波数帯を有する国際放送対応の携帯用ラジオを所持することをお勧めします。放送時間と周波数は以下のとおりです。

ア NHK ワールド・ラジオ日本（日本語短波放送）

放送時間（ベトナム時間（日本時間））および放送周波数（2026 年 1 月現在）：

9 : 00-12 : 00(11 : 00-14 : 00) 17810kHz

14 : 00-16 : 50(16 : 00-18 : 50) 15280kHz

17 : 00-21 : 00(19 : 00-23 : 00) 11815kHz

22 : 00-24 : 00(24 : 00-02 : 00) 11815kHz

4 : 00- 6 : 00(06 : 00-08 : 00) 11630kHz

イ VOV・ベトナムの声（日本語短波放送）

放送時間（ベトナム時間（日本時間））および放送周波数（2026 年 1 月現在）：

18 : 00-18 : 30(20 : 00-20 : 30) 9840/12020MHz

21 : 00-21 : 30(23 : 00-23 : 30) 同上

ウェブサイト：[VOV] (<http://vovworl d. vn/ja-JP. pov>)

(2) 大使館からのメール送信および FM 放送

在留届にご登録いただいたメールアドレスに情報を発信します（大規模災害用緊急一斉通報機能＝「領事メール」）。必要に応じてご登録いただいた電話番号へ SMS の送信も行います。

また、緊急事態発生時には、当館から FM 放送（92.5MHz）を通じて情報を発信する予定です。

5. 安否確認（在外公館への安否連絡）

緊急事態の発生（または発生が予想される）地域に滞在する邦人の方は、勤務先や邦人コミュニティ等を通じて安否に関する情報を取りまとめ、積極的に外務省または当館にご連絡ください。

6. 避難・退避

(1) 時期（国内・国外）

あらゆる手段で情報を入手し、状況が悪化する前に退避を決断してください。迷った際には、安全が最優先であることを念頭に行動してください。

例：緊急事態が発生していない都市への一時移動、同伴家族の先行帰国、通常業務を縮小し責任者以外の職員の先行帰国等

(2) 退避経路

ベトナムの国境：ベトナムには南北に長い国土があり、海（南シナ海およびタイ湾）や陸（中国、ラオス、カンボジアの国境）に囲まれています。在ベトナム日本国大使館管内の外国人が通過できる国境ゲートは次の 13箇所です（QL：国道、AH：アジアハイウェイ、HCMR：ホーチミンルート、TL：県道）。

ア 中国一ベトナム国境（主要 3 箇所）：

モンカイ (Mong Cai、クアンニン省)：ハノイから約 306km、主要経路 QL31、QL4、BQL18

フーギー (Huu Nghi、ランソン省)：ハノイから約 195km、主要経路：AH1、QL1A

- ラオカイ (Lao Cai、ラオカイ省) : ハノイから約 325km、主要経路 : QL2、QL70
- イ ラオスベトナム国境 (主要 7箇所) :
- タイチャン (Tay Trang、ディエンビエン省) : ハノイから約 485km、主要経路 : QL6、QL279
 - ナメオ (Na Meo、タインホア省) : ハノイから約 470km、主要経路 : QL6、HCMR、QL217
 - ナムカン (Nam Can、ゲアン省) : ハノイから約 470km、主要経路 : HCMR、QL48C
 - カウチエオ (Cau Treo、ハティン省) : ハノイから約 435km、主要経路 : HCMR、QL8A
 - チャロ (Tra Lo、クアンビン省) : ハノイから約 530km、主要経路 : HCMR、QL12A (ダナンから約 440km、主要経路 : QL1、HCMR、QL12A)
 - ラオバオ (Lao Bao、クアンチー省) : ダナンから約 305km、主要経路 : QL14G、HCMR、QL9
 - ポイ (PoY、コントゥム省) : ダナンから約 245km、主要経路 : QL14B、HCMR、QL40
- ウ カンボジアベトナム国境 (主要 1箇所) :
- レータイン (Le Thanh、ザーライ省) : ダナンから約 415km、主要経路 : QL14B、QL14、QL14C

(3) 主要な港町および水上交通

主要な港町 :

ハロン (HaLong、クアンニン省)、ハイフォン (HaiPhong、ハイフォン市)、クアロー (CuaLo、ゲアン省)、ダナン (DaNang、ダナン市)、クイニョン (QuyNhon、ビンディン省)

主要な水上交通 :

ホン川 (ハノイータイбин)、ドゥオン川 (ハノイーハイフォン)

(4) 国外退避

国際空港が封鎖された場合、陸上または水上を利用して国外に退避することとなります。ハノイから陸路で国外に退避する場合、数百キロの道のりを移動する必要があります。ハノイ市からホン川およびドゥオン川の水上交通を利用して南シナ海まで出ることは可能ですが、人員輸送のインフラとしては十分ではありません。

7. その他

地域によっては、昔ながらの防災の知恵が息づいているところもあります。例えば、洪水時には大切な物を携行し、水かさの増加に合わせて高いところへ移動する、小船を使って一時的に水上生活に移行するなどの行動が見られます。場合によっては、これらの方法を勘案し、過酷な状況を一時的に乗り切ることも必要です。

V 緊急連絡先等

1. 警察、消防等

(1) 緊急通報電話

警察（緊急）113

消防（緊急）114

救急（緊急）115

(2) ハノイ市内管轄警察

ハノイ市警察（公安） 代表電話（24 時間受付窓口）：069-219-4183/069-219-6777

ハノイ市交通警察 069-219-6779

ハノイ市出入国管理局 代表電話：024-3825-7941/24 時間受付窓口：024-3826-0114

2. 医療機関

(1) ハノイフレンチホスピタル / Hanoi French Hospital

住所：1 Phuong Mai, Dong Da, Hanoi

電話：024-3577-1100 日本人専用ダイヤル：090-3437-043（日本語スタッフ勤務）

(2) ビンメックホスピタル / Vinmec International Hospital

住所：458 Minh Khai, Times City Urban Area, Hai Ba Trung, Hanoi

電話：024-3974-3556（24 時間対応）日本語：090-214-4455（日本語スタッフ勤務）

(3) ファミリーメディカルプラクティス / FMP : Family Medical Practice

住所：298 Kim Ma, Ngoc Ha, Hanoi

電話：024-3843-0748、0944-431-919（24 時間対応、日本人スタッフ勤務）

(4) ラッフルズメディカル / Raffles Medical Hanoi

住所：51 Xuan Dieu, Tay Ho, Hanoi

電話：024-3934-0666 日本語専用ダイヤル：1900-545-506

（注）緊急の場合や外出先での急病の際には、救急車（115）を呼ぶことも可能ですが、対応がベトナム語のみとなるほか、現場到着が遅い場合があります。また、最寄りの受け入れ可能な地元の病院へ搬送されることもあります。掛け付けの（外国人向け）病院への搬送を希望する場合には、上記の病院に直接連絡し、救急車の手配を依頼することもご検討ください。

3. 航空会社等

日本航空：1 800-599-925

全日空：024-3926-2808

ベトナム航空：1900-1100

ノイバイ国際空港 024-3886-5047（ヘッドオフィス）

4. 法律相談、弁護士事務所

ハノイ弁護士協会電話：024-3762-4706/024-3762-4707

当館ホームページにある「外国語対応が可能なハノイ弁護士事務所」もご参照ください。

5. 在ベトナム日本国大使館

住 所 27 Lieu Giai, Ngoc Ha, Hanoi, Vietnam

連絡先 代表電話 : 024-3846-3000 領事部 E メール : ryoujihan@ha.mofa.go.jp

緊急時・夜間・休館日 : 024-3846-3000 (緊急コールセンターに転送)

開館時間 8:30-17:15 (土日、ベトナムの祝祭日および日本の祝祭日の一部は休館日)

6. 緊急時の言葉（ベトナム語）

「泥棒」: アンカップ

「助けて」: ズップトイ

「警察」: コンアン

「救急車」: セーカップキュウ

「火事だ」: チョイゾーイ

「病気です」: オム

「医者を呼んでくれ」: ゴイバックシー

「警察を呼んでくれ」: ゴイコンアン

「電話」: ディエントアイ

以上の内容を参考に、緊急事態が発生した際には迅速に行動し、安全を確保してください。